



2019年10月2日

各 位

会 社 名 関西電力株式会社
代 表 者 名 取締役社長 岩根 茂樹
(コード：9503 東証第一部)
問 合 せ 先 経理部長 坂田 道哉
T E L 06-6441-8821

新たな調査委員会の設置について

当社は、当社の役員等が社外の関係者から金品等を受領していた問題について、昨年7月に、社外の弁護士を含めた社内の調査委員会を立ち上げ、調査を行いましたが、今回、原子力以外の部門やグループ会社も含め、より徹底した調査を実施するとともに、これまでの調査の妥当性の検証を行い、社会の皆さまの信頼を回復するため、本日、新たな調査委員会を設置することとしました。

<新たな調査委員会の概要>

【調査の体制】

会社から独立した社外委員（弁護士）のみから構成される第三者委員会

【調査事項】

1. 森山氏関係追加調査

森山氏との間で本件類似の金品提供の事例はないか

2. 類似事案調査

工事等発注や地域対応を行うにあたり、社外から不適切な金品提供された事案がないか

3. 本件の事実関係・原因究明の結果に関する検証

これまでの調査委員会の調査プロセス・調査結果および会社の対応の妥当性

※具体的な調査対象の範囲、調査手法については、本委員会が当社と協議した上で決定する。
また、本委員会は、必要に応じて調査対象の範囲を拡大、変更等を行うことができる。

以 上

報 告 書

平成 30 年 9 月 11 日

調 査 委 員 会

特定の会社・団体・個人名、当社発注先・契約価格等に関する一部の記述については、マスキングを行っております。

調 査 委 員 会

委員長 弁 護 士 小 林 敬

委 員 弁 護 士 千 森 秀 郎

委 員 弁 護 士 種 村 泰 一

委 員 副社長執行役員 井 上 富 夫

委 員 常務執行役員 月 山 將

委 員 常務執行役員 廣 田 禎 秀

【目 次】

1. 調査の目的	1
2. 調査の概要	1
(1) 調査事項	1
(2) 調査体制等	1
(3) 調査対象	1
(4) 調査方法	2
3. 調査結果	2
(1) 森山氏と当社との関係	2
① 森山氏の経歴	2
② 森山氏の人物像	3
③ 森山氏と当社に関する過去の経緯	3
④ 森山氏への対応状況の概要	3
(2) 当社幹部が森山氏から金品を渡され、または返却していた状況	5
(3) 森山氏への情報提供の状況	7
(4) 吉田開発への工事発注プロセス・発注額	8
① 吉田開発への工事発注プロセスについて	8
② 吉田開発への工事発注金額について	12
4. コンプライアンス上の評価	14
(1) 森山氏から金品を渡されていた事実について	14
① 金品を渡されていたことについての評価	14
② 会社としての対応	14
(2) 森山氏への情報提供について	15
① 森山氏への情報提供行為について	15
② 森山氏に提供した情報の内容について	15
③ 森山氏から渡された金品との関係について	16
(3) 吉田開発への工事発注プロセス・発注額について	16
① 工事発注プロセスについて	16
② 工事発注額について	17
5. 問題発生背景、要因	18
(1) 背景	18
① 立地地域との関係	18

②森山氏との関係	18
(2) 要因	19
①関係者の意識	19
②組織	19
③その他	20
6. 再発防止策の提言	20
(1) 対応困難な状況に対し組織として対応する方針の徹底	20
(2) 役員層の意識向上	20
(3) コンプライアンス推進の強化	20

(添付資料)

小林弁護士所感

1. 調査の目的

吉田開発株式会社（以下、「吉田開発」という。）への国税当局の査察を端緒とし、当社幹部が森山栄治氏（以下、「森山氏」という。）から金品を渡されていた事実が発覚した。

社外関係者からの良識の範囲を超える金品の受領は、不適切な行為と見られかねず、また金品の受領に関連して、不適切な情報提供、工事発注が行われていたとすれば会社に損害を与えたことになり看過できないことから、事実関係を調査し、原因を分析のうえ、再発防止を図ることを目的として調査を行うこととしたものである。

2. 調査の概要

(1) 調査事項

今回の調査にあたり、森山氏と当社との関係を前提事項として確認したうえで、次の

①～③にかかる事実関係について調査を行った。

- ① 当社幹部が森山氏から金品を渡され、または返却していた状況
- ② 森山氏への情報提供の状況
- ③ 吉田開発への工事発注プロセス・発注額

(2) 調査体制等

a. 調査体制

国税当局が当社に調査に入ったことを契機として、コンプライアンス委員会の社外委員（3弁護士）の指導・助言のもとで、コンプライアンス部門（法務部門）が、原子力事業本部および京都支社に対して事実関係の調査を行った。

そのうえで、社外委員3名（上記3弁護士）、社内委員3名（人事担当役員、コンプライアンス担当役員、経営企画担当役員）により構成される調査委員会を設置し、事実関係の調査結果について検証を行い、必要な追加調査の実施、評価、原因分析および再発防止策の提言を行った。

b. 社外委員の役割

- ・事実関係の調査は、会社が主体となっており、社外委員は、調査が客観的・公正に行われているかチェックし、調査の進め方および内容について助言・指導を行った。また、必要に応じ、補足的に社外委員自らが調査を行った。
- ・事実関係の調査に基づく評価・要因分析・再発防止対策の提言は、社外委員・社内委員が協議して行った。

(3) 調査対象

a. (1) ①の範囲

次の(a)、(b)に該当する者が、その職位に在任していた間、森山氏から渡された金品

(a) 森山氏と接点のありうる職位のうち、国税当局から名前が挙がった役員・社員の

職位については、当該職位に過去7年以内に就いた者（ただし、現在、当社グループの会社に在籍している者）を調査対象とした。

(b) 森山氏と接点のありうる職位のうち上記 (a) の職位以外の職位については、

(i) まずは現在その職位に就いている者を調査対象とし、

(ii) その者について金品を渡されていた事実が確認された場合には、過去に遡って調査対象とした。具体的には、当該職位に過去7年以内に就いた者で、現在、当社グループの会社に在籍している者を調査対象とした。

b. (1)②の範囲

平成26年1月～平成29年12月において、原子力事業本部・京都支社が森山氏に提供した情報

c. (1)③の範囲

平成26年9月1日～平成29年12月31日において、原子力事業本部・京都支社管内で直接または間接に吉田開発に発注した全工事

(4) 調査方法

社内関係者からの報告、聞き取り

関係書類の確認 等

3. 調査結果

(1) 森山氏と当社との関係

① 森山氏の経歴

- ・ 森山氏は、昭和3年生まれ、89歳の男性であり、平成29年まで、京都市内に在住していたが、現在は高浜町に住まいを移している。
- ・ 森山氏は、昭和24年から京都府の職員として勤務していたが、当時の高浜町長から招聘され、昭和44年12月から高浜町の職員として勤務することとなった。以降、民生課長、総括課長、企画課長を経て、昭和50年10月から昭和52年3月までは収入役として、同年4月から昭和62年5月までは助役として、町政に携わっており、昭和60年に運転を開始した高浜発電所3・4号機の建設に関しては、誘致や地域のとりまとめ等に深い関わりをもった。高浜町を退職した後は、福井県の客員人権研究員、高浜町の教育委員会委員等の公職に就任していた。
- ・ 森山氏は、高浜町助役を退職した後、[redacted]の専務に就任し、その後、副社長を経て、現在相談役に就任しているほか、[redacted]で取締役相談役、[redacted]で顧問を務めている。当社との面会で、吉田開発、[redacted]、[redacted]、[redacted]等の関係者を帯同させることもあったことから、これらの地元企業とも関係を有していると思われる。

②森山氏の人物像

森山氏に対応する当社役員・社員（以下「対応者」という。）の歴代の引継ぎの中で、森山氏については、過去から、概ね次のとおり伝達・認識されていた。

- ・森山氏は、高浜町、福井県庁、福井県議会および国会議員に広い人脈を有しており、福井県の客員人権研究員として、原子力事業本部が主催する幹部人権研修に福井県幹部を招聘している。その場では福井県幹部も森山氏を丁重に扱う一方、森山氏が県の職員を叱責することがあるなど、福井県との関係も特別な者である。
- ・森山氏は、原子力立地町の有力者として、当社に対し、地域対応上の助言・協力をしている。一方で、森山氏の機嫌を損ねると、森山氏が、地域での様々な影響力を行使し、発電所運営に支障を及ぼす行動に出るリスクがある。
- ・森山氏は、些細なことで急に怒り出し、長時間にわたって叱責・激昂することが多々あるなど、感情の起伏が大きく対応が非常に難しい人物であるが、対応者は、森山氏をできる限り丁重に扱い、機嫌を損なうことなく、良好な関係を構築・維持する必要がある。

③森山氏と当社に関する過去の経緯

昭和50年代に、高浜発電所3、4号機増設の誘致や地域のとりまとめ等について、当社は、当時の高浜町長、森山助役から多大な協力を受け、それ以降、原子力事業が円滑に進むように森山氏と良好な関係を築き上げてきた経緯がある。森山氏としても、今日に至るまで当社幹部層に対する影響力を誇示しようとしてきたと考えられる。

④森山氏への対応状況の概要

原子力を取り巻く厳しい情勢下にあっても、「原子力発電」という事業を地域と共存して理解を得ながら続けていくために、当社は地元に関連のある運営状況や工事の計画を、いろいろな場面を通じて、自治体、地元有力者、個別企業に伝え、理解を求めることを会社方針として取り組んでおり、関係箇所において、具体的な活動を進めてきた。地元で一定の影響力があると思われる森山氏に対しても、原子力事業本部、高浜発電所および京都支社の対応者が中心となって、その趣旨に則り、連絡・面会等の機会をもち、できる限り、手厚く、丁重に対応することとしていた。とりわけ東日本大震災後、原子力発電所の早期再稼働を実現することが喫緊の課題となり、各発電所において大規模な安全対策工事を進展させている中で、森山氏への対応の頻度は多くなっていた。

その中で、森山氏に対しては、発電所の稼働状況、トラブル、労働災害、安全対策工事関係等、様々な情報を幅広く、できるだけ早い時期に提供していた。また、森山氏は、常々、「地域を大切にしたい」、「地域経済の発展のために地元企業に発注して欲しい」と述べており、この点は当社の地域共生の考え方とも合致していたため、この説明の中で、会社の方針として、地元企業への発注工事等の情報について

は、具体的な規模感を示しながら地域への貢献の状況を説明することで、当社の地域重視の姿勢に理解を求めてきた。また、対応者は、原子力発電所の工事の計画について、工事等を具体化していくにあたって当社所管部門において実施の見通しを得たと考えたものについても幅広く説明してきた。

なお、森山氏に対しては、過去からの慣例で、当社幹部が多数出席し、年始会、お花見会、お誕生日会等を開催することとしており、対応者は、これらの供応接待を森山氏に失礼のないよう円滑に実施する必要があった。

対応を行っていく中で、森山氏からは、以下に述べるような様々な叱責・罵倒・恫喝の言動があったが、対応者は、原子力発電所の安定的な運営のためには、森山氏の機嫌を損ねて関係を悪化させるのは極力避けたいという気持ちをもっていたことから、苦痛・恐怖・緊張を感じながらも、抗議を控え、森山氏の機嫌を損ねないように慎重に対応していた。

例えば、森山氏は、対応者に対し、頻繁に面会を要請し、面会時間が長時間に及ぶことが多々あったほか、対応者からの連絡が暫く途絶えたり、休日であっても電話が繋がらなければ激怒した。

また、少しでも森山氏の意に沿わないことがあると、急に激昂し「無礼者!」「おまえは何様だ!」「横着者!」「お前みたいな者がわしに齒向かうのか」「ごちゃごちゃ言うな」と長時間にわたり叱責・罵倒することが多々あった。

さらに、対応者に対し、次のような様々な恫喝をすることがあった。

- ・ 発電所運営の妨害を示唆する恫喝として、「お前とも関電とも関係を断ち切る。

発電所を運営できなくしてやる。」といった発言があった。また、高浜3・4号機増設時に関電経営トップと何度も面談し、増設に関して依頼を受けたと話していた。森山氏は、その際、当社の経営トップから受け取ったという手紙やはがき等を保管しており、「発電所立地当時の書類は、今でも自宅に残っており、これを世間に明らかにしたら、大変なことになる。」などといった発言があった。

- ・ 人事異動や解雇に影響を及ぼすことを示唆する恫喝として、「お前のいい加減な仕事ぶりを社長に言ってやる。今すぐ、この電話を社長につなげ。ぐずぐずするな。早くつながんかい。」「お前なんかいつでも飛ばせるし、何なら首も飛ばすぞ」などといった発言があった。また、社内では過去の伝聞情報として、森山氏からの圧力に耐えかねて、対応者の中には、うつ病になった人、辞表を出した人、すぐに左遷された人などがいる、などの話が伝えられることがあった。

- ・ 自身やその家族の身体に危険を及ぼすことを示唆する恫喝として、「お前の家にダンプを突っ込ませる」などといった発言があった。また、社内では過去の伝聞情報として、対応者が森山氏から「お前にも娘があるだろう。娘がかわいくないのか?」とすごまれた、別の対応者は森山氏のあまりに激しい恫喝の影響もあって身体を悪くし半身不随となった、その対応者は身の危険もあることから経緯を書いた遺書を作って貸金庫に預けていた、などの話が伝えられることがあった。

このような対応の中、対応者は、森山氏から、後述のとおり、面会の場等で手土産等として金品を渡されることがあったが、その場で金品を拒否する、あるいは森山氏に金品を直ちに返却することは、いずれも現実的に相当困難と感じ、対応に苦慮していた。

対応者は、森山氏に関する問題について、前任者や同僚から、長年に亘って各人が我慢を重ねて対応してきたものであり、個人で何とか対応していくしかない旨の引継ぎ・助言を受けていた。

なお、以上に述べた対応は、当社において、具体的に、いつ、どのように始まったのかは、調査対象者からの聞き取りでは確認できなかったが、今回の調査期間においては、歴代の役員・社員の引継ぎ等の中で、上記②で述べた森山氏の人物像とともに、対応の考え方として伝達・認識されていた。

(2) 当社幹部が森山氏から金品を渡され、または返却していた状況

- ・調査の結果、調査対象者26名のうち20人が、森山氏等から、現金、商品券、米ドル、金貨等の金品を渡されていたことが判明した。その一覧は別添1に記載のとおりである。
- ・金品が渡されていた場面は、森山氏との面談の場、森山氏等との会食の場、森山氏から自宅訪問を受けた際、または森山氏からの郵送等であり、森山氏からは、手土産、昇進祝等の趣旨であるとして渡されていた。
- ・金品を渡される態様としては、菓子等の土産物の袋の底に見えないように金品を入れて渡されるケースが多く、昇進祝いの場合等は金品を包んで手渡されるケースもあった。金品を渡される際に森山氏から、工事発注等、個別の案件に関して要求があることはなかった。
- ・対応者の一人は、森山氏が多額の金品を渡す意図・ねらいに関して、1) 森山氏独特の権威誇示(多額の金品を相手に渡すことで自分を大きく見せようとしていた)、2) 森山氏が重視する「礼儀」の実践、3) 自分を中心とする人的ネットワークの維持(周囲から人が離れるのを止めようとしていた)で、自己顕示欲の表れであると考えており、同様の認識は他の者も有していた。
- ・森山氏が当社との会食の場に吉田開発等の工事業者を同席させることがあり、その場で金品が渡されるケースもあった。そのような場合には、森山氏の指示で吉田開発等が金品を準備している可能性が伺われるケースも見受けられたが、森山氏と吉田開発等のいずれが金品を準備しているかは必ずしも明確ではなく、当社対応者は金品の出所について分からなかった。また、出所について詰めて考えたことはなかった。
(吉田開発は、高浜町の工事業者で、森山氏自宅とほど近い場所に本店を置いており、地元有力者である森山氏とは従来から付き合いを続けていると見られる。当社と森山氏との面会時には、吉田社長が、森山氏の送迎や手土産の手配等を行ったり、時に会食の場に同席するなど、両者は深い関係を有していると推察される。森山氏の吉田

開発での役員等の就任はない。)

- ・ 当社幹部が森山氏から渡された金品の見返りとして、森山氏に発注関係の情報を提供し、あるいは工事発注で特別扱い、働きかけを行っていた事実は、後述のとおり認められなかった。
- ・ 金品を渡された対応者は、金品を受け取る理由はないと考え、多くの者は森山氏に対して、金品返却の申し出を行ったものの、森山氏から「お前、誰に向かって言うてんねん、そんなことを言わんと受け取れ」「なぜワシの志であるギフト券を返却しようとするのか、無礼者。ワシを軽く見るなよ」などと激昂され、森山氏の機嫌を損ねて関係が悪化するのを懸念して返却をあきらめざるを得なかった。このように森山氏から金品を渡された対応者個々人が、森山氏からの金品を拒否する、あるいは森山氏に金品を直ちに返却することは、現実の対応上、歴代対応者が積み重ねてきた対応実績も踏まえると相当困難であったことが認められる。
- ・ また、前任者から「都度、返却しようとせず、退任時にまとめてお返しするのがよい」「返却したら感情を害された上、金品を倍返しされた」などといった引継ぎを受けていた者も多かった。このため、金品を渡された対応者の多くが、高額な金品については、儀礼の範疇を超えており、当初から返却すべきと考えながらも、渡された金品をすぐに返却するのは断念し、後日、返却する意図で金品を保管していた。その保管方法は、自宅、会社執務室の机の引き出し、キャビネット等で、基本的に個々人の管理に委ねられており、会社としての管理はされていなかった。また、森山氏等から渡された金品について、個人の帳簿等による記録がない、すでに他の金品に代えられて返却されるなど、森山氏等から渡された金額、時期を特定できないものも多く見受けられた。
- ・ 森山氏等から渡された金品のうち、大部分は森山氏等に返却されている（別添1参照）。返却の方法としては、渡された金品をそのまま返却している例もあるが、そのまま返却することは礼を失ずるとして、森山氏から叱責されることになるため、対応者が、渡された金品を換金し、退任時の御礼、手土産等を名目として、他の金品で返却していた例も多く見られた。返却時期は、渡されてすぐに返却した場合もあれば、ある程度時間を置いて返却したものもあった。また、平成30年2月には、豊松副社長（原子力事業本部長）が6名分の金品をとりまとめて一括して返却した。一方、スーツ仕立券付生地、商品券等については、儀礼の範囲内のものとして一部費消されたものもあった。
- ・ 森山氏への対応については、前任者からの引継ぎや、周囲からの助言等に基づいた、個々人ベースの対応が基本とされており、金品を渡された際の対応要領や、渡された金品の取扱・返却方法など、会社として対応者を支援する仕組み・体制はなかった。この点について対応者の一人は、会社として対応すると会社全体の問題になってしまうので、個人で処理しないといけないという意識を強く持っていたと述べている。
- ・ 対応者の中には、原子力事業本部長や原子力事業本部の総務部門を所管する幹部に対

し、森山氏等から渡された金品を会社として管理してもらえないか相談したものの、個人で何とか対処するしかない、との回答があったため、断念した者もいた。

- ・ 森山氏等から多額の金品を渡されていた問題は、原子力事業本部等の限られた役員・社員のみが知っており、コンプライアンス部門等が認知して是正に向けた動きがなされることはなかった。
- ・ なお、豊松副社長、森中常務、鈴木副事業本部長、大塚副事業本部長の4名については、金沢国税局から、森山氏から渡された金品のうち一定の範囲の金品が所得税対象に該当するとの指摘があり、これを受けて、4名は、「見解の相違はあるものの、ご指摘を踏まえ、修正申告を行う」旨の上申書を金沢国税局に提出のうえ、修正申告および納税を行った。

(3) 森山氏への情報提供の状況

- ・ 当社は、美浜3号機事故を契機として、平成20年1月30日に福井県、美浜町、高浜町、おおい町に対し、安全で安定した原子力発電所運営の徹底と、地域活性化への貢献に取り組む旨の報告を行った。このとき提出した報告書「地域共生活動について」において、地域産業の活性化支援として、県内取引先との工事発注、物品購入の拡大を明記した。以降、当社では、立地地域との共存共栄、原子力発電事業の円滑な遂行のため、安全と品質の確保および適正な価格を前提に、立地地域企業への発注を重要課題として取り組んできている。
- ・ また、原子力発電所を運営していくことは、立地地域、協力企業の理解なくしては成り立たないところ、特に、東日本大震災以降、国民の原子力のリスクに対する懸念が高まる中、地元の理解はさらに不可欠なものとなった。また、運転を停止している期間が長くなっている中、定期検査等、原子力発電所の運営を行うための体制や技術力を確保することが、原子力発電事業を続けていくための生命線となっている。そこで、当社は、様々な場面を通じて、立地地域に関連のある原子力発電所の運営状況や工事の計画について、自治体や地元有力者、個別企業に情報提供し理解を求める活動に取り組んでいる。
- ・ 上記の会社の方針のもと、立地地域の有力者である森山氏に対しても、従来から情報提供活動を行ってきた。
- ・ 具体的な森山氏への情報提供のプロセスは以下のようなものであった。
森山氏から面談要請があった場合、対応者は面談の日時を調整し、総務部長等を通じて、土木建築部門等の関係所管部門等に対して、面談時に森山氏へ報告する情報がなければ確認を行う。それに基づいて関係所管部門は、発電所情報や、実施の見通しを得た工事について、工事物量や工事概算額等を自部門で算出し、または元請会社から聞き取るなどして、工事概要を取り纏めた上で、核防護上の問題や、個人情報に該当するか否か等の観点で社外に発信しても支障がないと判断した情報を抽出し、資料や関係データを総務部長等に提出する。総務部長等は、資料を整えたうえで対応者に渡し、対応者は森山氏との面談に臨む。

- ・森山氏には、社外に発信しても支障がないと判断した情報については、できるだけ早い時期に提供するとともに、情報提供にあたっては、工事物量や工事概算額等の規模感を記した資料を手渡すなど、手厚い対応を行っていたが、森山氏への情報提供のタイミングについては、いずれの情報提供も、上記プロセスを経て、社内で工事実施の見通しを得た後に行われており、森山氏から個別の工事に関する依頼や意向を受けて吉田開発に発注することを決定したことはなかったと認められる。
- ・また、資料に記載された工事物量や工事概算額等は、工事所管箇所が算出し、または元請会社から聞き取った概算額に過ぎず、その後の詳細設計によって契約金額が大きく変わることがあったが、情報提供の目的は、地元企業への発注時期・工期、工事の規模感等を森山氏に伝えて、森山氏に当社の地域重視の姿勢を理解してもらうことであったことから、精度の低い概算額であっても差し支えないものと考えられていた。なお、対応者は、森山氏が当社から提供された情報をどのように活用しても特に問題はないものと考えていた。
- ・対応者は、森山氏に提供した情報を、直接、吉田開発に対して提供することはなかった。また、森山氏と対応者が面談する際、吉田開発が森山氏に随行していることがあったが、情報提供時には吉田開発は席をはずしており、情報提供後の懇談等の場になってはじめて同席するのが常であった。
- ・情報提供と金品の関連について、対応者としては、森山氏が情報提供日に限らず面談時にはかなりの頻度で金品を持ってきたことから、情報提供と金品との間の連関は意識しておらず、情報提供の見返りとして、森山氏が金品を持ってきたという認識は持っていなかった。また、金品を吉田開発が用意していると思われるケースについても、対応者としては、吉田開発は情報提供の見返りとして金品を渡すというようなことは考えておらず、単に森山氏の顔を立てるために金品を用意していたのではないかとの認識を持っていた。

(4) 吉田開発への工事発注プロセス・発注額

①吉田開発への工事発注プロセスについて

工事発注プロセスが適正かどうかについて、調達部門等の関係者からの報告、聞き取り、工事関係書類の確認等をもとに、吉田開発へ発注した工事全数について検証を行った。

吉田開発への発注工事は、原子力事業本部分と京都支社分があるため、以下、それぞれの工事について述べる。

a. 原子力事業本部分

(i) 吉田開発への直接発注案件

- ・平成26年9月1日から平成29年12月31日までに、当社から吉田開発へ直接発注した工事は、別添2記載の22件である。なお、森山氏に対して報告を行っていたものは16件であり、残り6件については報告した記録が確認されなかった。
- ・また、上記22件のうち、競争発注工事は12件、特命発注工事は10件であった。

以下、競争発注工事、特命発注工事に分けて述べる。

(a) 競争発注工事

- ・ 当社では、取引先の経営状況、技術力、施工実績等を厳正に審査する取引先登録制度を設けており、その登録先の中から、当社が必要とする品質、価格、納期、技術力、施工実績およびメンテナンス体制等を備えた取引先を選定（指名）し、指名競争を原則として発注することとしている。なお、原子力関連の発注では若狭地域における取引先選定にあたって、地域共生、地域振興の観点から地元企業（立地町に本店を構える会社）を優先している。
- ・ 契約手続きとしてはまず、当社技術部門において工事設計を行い、その設計内容に基づき契約請求を行う。契約請求を受けた調達部門は、登録取引先の中から、工事件名ごとに当社が必要とする品質、価格、納期、技術力、施工実績およびメンテナンス体制等を備えた取引先を選定し、指名競争を原則として見積依頼を行う。すべての見積依頼先から見積書が提出されたのち、発注額の決定にあたっては、公共工事のように最安値の入札価格で契約を締結するのではなく、当社で算定した査定価格と最安値の見積価格との比較を行い、最安値の見積提出者との間で、価格の一層の引下げを求めるなど、契約金額をはじめとする契約条件について交渉し、双方合意の上、契約金額をはじめとした契約条件を決定する。
- ・ 上記のプロセスのうち、まず吉田開発を取引先に選定したプロセスは、次のとおりである。高浜町内における当社の土木工事の登録取引先は、吉田開発、[]の2社であり、2社ともISOを取得している。このうち[]は浚渫等の海周りの工事得意としており、受注できる工事が限定的である一方、吉田開発は土木工事全般に対応する能力がある。また、吉田開発は、多数の元請受注実績をもっていることから、取引先としてふさわしいと考え、選定した。
- ・ 次に、指名競争入札の段階においては、すべての見積依頼先の中で、吉田開発が最安値の見積価格を入札したことから契約交渉先となり、社内ルールに基づき、当社が算定した査定価格で交渉し、契約した。

(b) 特命発注工事

- ・ 特命発注工事10件について、吉田開発への特命発注とした理由は、次のとおりである（以下、元一（番号）は、別添2記載の番号である）。
- ・ 元一2～5、8および9については、高浜・大飯発電所の非常時のアクセスルート確保と安土地区を中心とする構外資機材置場、駐車場の巡視という業務の性質上、地元状況に精通していること、高浜町、おおい町内の当社登録会社の中で他に山道巡視等を行う会社がないこと、両発電所合わせて委託先を1社に絞るのが業務効率面で良いことから特命発注した。
- ・ 元一6については、高浜、大飯発電所において大型工事の資機材置場や定検時の駐車場など、今後敷地不足が予想されたため、両発電所で共用が図られ、利便性のある多

目的用地として、①両発電所から概ね 15 分程度以内、②大型車両が通行できるアクセス道路がある、③一定の面積が確保できる、④騒音等で近隣住民にご迷惑がかからないよう隔離された土地である、⑤所有者に土地利用計画がない等の条件をすべて満たす土地を探索した結果、吉田開発等の所有する土地が最適地と考えられたことから特命発注した。

- ・元一七については、事前施工可否確認において 1 社が辞退したため、吉田開発以外に施工できる会社がなかったことから、特命発注した。
- ・元一〇については、近隣場所での施工実績があること、工事用資機材運搬等の車両通行時における配慮など地元対応にも精通していることにより、工事を安全かつ円滑に実施できることから、特命発注した。
- ・元一〇については、高浜発電所の特重施設等の契約交渉において、[] から工事の実施にあたって構外の資機材ヤードが必須であり、当社で用意して欲しい旨申し出があったため、候補地の選定も含めて [] と協議を進めてきたものである。同社の要望に沿った土地を検討する中で、当社からは、一定の面積が確保できる安土地区をまず紹介したものの、発電所から 30 分程度要し工期確保に支障が出るため、より近い場所を紹介して欲しい、との要望があった。その後、吉田開発等の所有する本件土地を紹介したところ、同社の要望に合致する条件であり、平成 28 年 1 月 25 日、[] と本件土地で現地立会した結果、同社の了解を得られたため、本件土地を借り受けることとし、特命発注した。

以上、いずれの工事についても吉田開発への特命発注とする理由が認められた。

(ii) 総合建設会社等を元請とした吉田開発への間接発注案件

- ・平成 26 年 9 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までに、当社原子力事業本部から総合建設会社等を元請として吉田開発へ間接発注された工事件名は別添 3 記載の 91 件であり、そのうち森山氏に対して報告がなされたものは 67 件であり、残り 24 件については報告した記録が確認されなかった。
- ・総合建設会社等の元請工事については、当社は、安全と品質の確保および適正な価格を前提に、地元企業の活用を総合建設会社等をお願いしてきた。具体的には、原子力事業本部土木建築部門等の役職者が、総合建設会社等からの受注挨拶の場等において、地元企業の活用を依頼してきた。しかしながら、当社が総合建設会社等に対して、個別の地元企業を下請先として使うよう指示したことはなく、下請先の最終決定は総合建設会社等が行っていた。なお、福井県に対し、毎年、福井県内企業へ発注した実績を報告する必要があることから、総合建設会社等から地元企業への年間の発注実績を確認しているが、これは、工事件名ごとでなく年間単位での発注実績を把握していたものである。

b. 京都支社分

- ・平成 26 年 9 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までに、京都支社管内において、当

社から吉田開発へ直接発注した工事は、別添4記載の8件であり、いずれも京都支社管内北部における寮社宅・社屋の工事である。これらの工事はすべて吉田開発への直接発注工事であり、かつ特命発注工事であった。

- ・ 特命発注していた経緯およびプロセスは以下のとおりである。
- ・ 原子力発電所の円滑な運営は、当社を挙げての重要課題であり、京都支社においても、原子力事業本部との連携のもとで、地域対応の一環として、京都市内在住で立地地域の有力者である森山氏に対し、原子力事業本部同様の慎重・丁寧な対応をすることとしていた。森山氏は、当社に対して、立地地域を大切にしたい、立地地域の経済の発展のために立地地域、とりわけ森山氏の地元である高浜町の企業に発注して欲しいとの意向を持っており、また特に近年においては、高浜発電所の再稼働が全社課題となっていたことから、京都支社においても、立地地域の企業の活用に配慮することとしていた。
- ・ 上記の経緯のもと、毎年度12月～1月中旬頃にかけて、京都支社は、土建エンジニアリングセンター（以下、「土建EC」という。）等に連絡をし、京都支社管内北部における寮社宅・社屋の工事については、高浜町の地元企業の活用について配慮してほしいとの要望を伝えるようにしていた。土建ECは、従前より、毎年度、この時期に京都支社から上記要望があることから、毎年12月から1月中旬頃までに、当社全体の次年度の工事件名の中から、高浜町からの距離や工事内容の質・量等を勘案のうえ、調達本部とも相談のうえ、上記要望に沿うことができる工事件名の実施の見通しを立てていた。なお、このような運用は、土建ECにおいて、歴代の役職者の引継ぎの中で、過去から、京都支社から上記要望があった場合の対応として伝達・認識されていた。
- ・ 次に、土建ECは、調達本部に対し、契約の請求を行い、調達本部は、当該工事件名について、発注先を選定していた。この契約の請求に際して、工事担当箇所等は、必要がある場合は、調達部門に対し、地理的条件、施工中の工事または他工事との関連、その他特別な理由等について、参考として、見積徴収に関する意見具申をすることができるとされており、調達部門は、当該契約請求について、既に施工済または施工中の工事との関係上、同一または特定取引先に付託することが適当であるとき、工事の規模・工事内容の特殊性および地理的条件等により特定の取引先に付託することが適当であるとき、その他特別の理由があるとき等の要件のいずれかに該当する場合、見積徴収先について特定の取引先を指名することができるとされている。調達本部によれば、この社内ルールの実運用として、一般的に、地域対応上、特定の工事業者に発注する必要が認められる場合は、所管箇所からの意見具申に基づいて「特別の理由があるとき」に該当するものとして特命発注するケースがあるとのことである。
- ・ 本件において、京都支社は、調達本部に連絡をし、京都支社管内北部における寮社宅・社屋の工事については、高浜町の地元企業の活用について配慮してほしい旨を口頭で意見具申していた。そして、調達本部においては、京-1～8について、土建ECからの契約請求および京都支社からの上記の口頭の意見具申に基づいて、原子力立

地地域の地元対応上、「高浜町の地元企業」に発注する必要があるため、社内ルールに定める「特別の理由があるとき」に該当すると判断し、京都支社管内の建物工事について取引先登録されている高浜町の地元企業が吉田開発だけであったこと、および、調達本部では歴代の京都支社管内の工事契約を担当する役職者の引継ぎの中で、過去からの慣行として、京都支社から上記意見具申があった場合の発注は、運用上、吉田開発へ特命することと伝達・認識していたことから、当該工事件名の工事を実施する地域の事情に精通し、地域における当社発注工事を多数施工しており、技術的にも信頼の出来る取引先として、安全・品質・価格・納期等を勘案のうえ、吉田開発に特命発注していた。

②吉田開発への工事発注金額について

工事発注金額が適正かどうかについて、調達部門等の関係者からの報告、聞き取り、工事関係書類の確認等をもとに検証を行った。

検証は、サンプル調査とし、発注箇所ごとに直接発注したものの中から、競争発注分・特命発注分それぞれについて工事類型ごとに金額の大きかったものを抽出することとした。

a. 原子力事業本部分

(i) 吉田開発への直接発注分

(a) 競争発注分

- ・平成28年度の「高浜発電所 構内排水側溝他修繕工事」(別添2 元一20)についてサンプル調査を行ったところ、当社から吉田開発への発注額は、社内標準である土木請負工事費積算要綱準則における積算ルールに基づき、労務単価は調達本部が算出した「土木建築工事労務者単価」等を、材料については「建設物価」の価格や実勢価格を用いた積算や既契約の単価を用いた積算を実施したうえで、社内ルールに基づき、吉田開発との契約交渉を経て発注額を決定していた(詳細は、別冊「工事サンプル調査結果」のとおり)。

(b) 特命発注分

- ・3件の工事についてサンプル調査を行った。
- ・このうち、平成27年度の「高浜発電所構外施設の巡視業務委託」(別添2 元2)、平成29年度の「関屋地区敷地整備工事」(別添2 元10)における当社から吉田開発への発注額は、労務単価は調達本部が算出した「土木建築工事労務者単価」等を、材料については「建設物価」の価格や実勢価格を用いた積算や既契約の単価を用いた積算を実施したうえで、社内ルールに基づき、吉田開発との契約交渉を経て決定していた。
- ・また、平成28年度の「高浜町関屋地区に係る土地賃借」(別添2 元6)における土地賃借料については、基準地価格を比準した価格に基づき、土地所有者と交渉を経て決定していた。すなわち、平成28年5月18日に近傍地の基準地価格および地価調査価格より算定した結果として、単位面積当たりの単価 ■■■円/m² に本土地の面積を乗じて

月額 万円と算定し、交渉を経て合意に至った（詳細は、別冊「工事サンプル調査結果」のとおり）。

(ii) 総合建設会社等を通じた間接発注分

吉田開発への発注額については、総合建設会社等が決定しており、当社は関与していない。

b. 京都支社分

・平成27年度の「小浜営業所受水槽改良工事」「小浜営業所受水槽改良工事に伴う除却工事」(別添4 京-2)と平成28年度の「宮津技術サービスセンター受水槽改良工事」「宮津技術サービスセンター受水槽改良工事に伴う除却工事」(別添4 京-7)の2件の工事についてサンプル調査を行ったところ、いずれの工事についても、当社から吉田開発への発注額は、社内標準である建築請負工事費積算要綱準則における積算ルールに基づき、労務単価は調達本部が算出した「土木建築工事労務者単価」等を、材料については「建設物価」の価格や実勢価格を用いた積算や既契約の単価を用いた積算を実施したうえで、社内ルールに基づき、吉田開発との契約交渉を経て決定していた。この契約交渉にあたって、調達本部は、価格査定を行い、契約権限保有者の決裁による査定内容の確認を経たうえで、交渉価格案を定め、吉田開発と交渉を行っていた。また、吉田開発との交渉を経て、合意に至った価格についても、上記交渉価格案より低い価格であることについて、契約権限保有者の決裁による確認が行われたうえで、契約締結していた（詳細は、別冊「工事サンプル調査結果」のとおり）。

4. コンプライアンス上の評価

(1) 森山氏から金品を渡されていた事実について

① 金品を渡されていたことについての評価

- ・ 社外関係者から良識を超える贈答・接待等を受けた場合には、不適切な行為と見られかねない。当社のコンプライアンス・マニュアルでも「16. 贈答・接待等に対する節度」の項目において、「贈答や接待については、節度をもって良識の範囲内にとどめます」と定めている（コンプライアンス・マニュアル102ページ）。
- ・ これに照らして本件を見た場合、外形上、森山氏等から、対応者に対して、多額の現金・商品券、高額の金貨・スーツ仕立券付生地等を渡されており、その内容（金額・回数等）は、明らかに良識ないし社会的儀礼の範囲を超えている。
- ・ 一方で、対応者は、基本的には、森山氏から渡された金品は預ったものであり返却する、という認識であったが、前述のとおり、森山氏に返却の申し出を行うと激怒されるのが常であり、森山氏との関係を悪化させると原子力事業運営に悪影響を与えるという懸念がある中で直ちに返却を押し通すことは困難であった。このような中でも機会を見つけて順次返却してきており、渡された金品の大部分は返却済である。
- ・ とは言え、対応者は、多額の金品を、各個人の管理下で不明朗な状態に置いていたものであり、かつ一部の者については費消したのもあるのであって、實際上、国税当局の調査を受け、個人ではあるが税務上の問題が生じ、また会社にとっても工事業者への工事発注等の適正性に疑義を生じさせたこと、さらには司直の調査が入るなどして重大な社会問題に発展する懸念もあったことからすれば、単に個人の不適切行為というだけにとどまらず、会社全体を大きなリスクに曝すことにもなりかねない行為であった。このような状況に照らせば、森山氏に金品を返却することが困難との事情があったからとはいえ、コンプライアンス上、不適切との評価を免れ得ない。

② 会社としての対応

- ・ 森山氏のパーソナリティーの特殊性・特異性に鑑みれば、個々人としての対応には限界があったが、対応者またはその対応状況を知り得る立場にある役員・社員は、同僚や上位の職位の者、あるいはコンプライアンス部門に連絡・相談して、もしくは上位職においては自ら主導して、本件問題の是正に向けて、会社として毅然と対処する方針の策定や、対応者を支援する仕組み・体制づくり等、会社としての対応を検討・実施すべきであったが、そのような対応を行うことができていなかった。
- ・ 金品を拒否した場合、森山氏の機嫌を損ねることで、原子力発電所の安定的な運営に支障が生じるリスクが懸念されるにしても、森山氏が渡す金品が多額で、その返却に苦勞していることは、歴代の対応者らの共通認識となっていたのであるから、早期に会社なり組織としての対応がなされるべきであった。この点について、より上位の幹部の決断力に委ねられるべきところ、そのような判断がなされないまま、前例踏襲で、金品の返却が個々人の判断に委ねられたことは、会社あるいは組織として対応をするという決断を、会社がなし得なかったと言わざるを得ず、その点は非難されなければ

ならない。

(2) 森山氏への情報提供について

① 森山氏への情報提供行為について

- ・ 森山氏は立地地域の有力者であり、立地地域への影響力が大きかったことから、会社の方針として、森山氏の理解を得るために適宜情報提供を行うこととしていたものであり、その方針に基づく森山氏への情報提供行為自体は問題がない（なお、情報提供内容の妥当性については後述の②記載のとおり）。
- ・ また、森山氏に対しては、他の立地地域の情報提供先に比べて、工事内容に関する、より詳細な情報が提供されているが、そのこと自体は、相手方の求めに応じて、ある程度柔軟に提供内容を変えざるをえないという地域コミュニケーションの性格上、なお逸脱とまでは言えないと考えられる。

② 森山氏に提供した情報の内容について

a. 社内ルール上の問題

- ・ 文書取扱いに関する社内ルールにおいて、秘密文書の指定・解除は、当該文書の内容を所管するグループ等または課等の長が自ら行うと定められている（文書規程第45条第1項）。
- ・ 本件では、上述のように、総務部長等からの依頼に基づいて、土木建築部門等の関係所管部門等が森山氏に提供する情報を抽出していたが、その際、当該部門の部長等は、核防護上の問題や、個人情報に該当するか否か等を考慮し、情報が社外に提供しても問題ないことを都度、判断したうえで総務部長等に提出していた。
- ・ このプロセスに関して、文書で秘密文書の指定・解除を決定したものは残っていないが、当該部門において都度、必要な判断は行われていることから、文書取扱いに関する社内ルールに照らして、必要な手続きは行われている。

b. 「工事概算額」等の開示に関する問題

- ・ 後述するように、吉田開発への発注工事に関する工事発注プロセス・発注額は適正であり、本件における情報提供が工事発注プロセス・発注額に悪影響を与えたケースは認められなかったものの、コンプライアンスの観点から厳密に言えば、森山氏に対し、吉田開発への発注工事の「工事概算額」や「発注先」を開示した行為は、不適切な面があると言わざるを得ない。すなわち、吉田開発への直接発注工事については、工事実施会社が吉田開発に決まった後、購買部門において、吉田開発と契約交渉を行い、契約金額等を決めていくものであるところ、契約交渉に先立って、森山氏にあらかじめ当社側の「工事概算額」を示し、仮にその情報が吉田開発に渡れば、精度の低い概算額とはいえ、契約交渉に悪影響を与えるおそれがある。また、競争入札案件の場合、取引先間の談合を誘発・助長するおそれがあると言わざるを得ない。さらに、総合建設会社等を元請とした間接発注工事（競争入札・特命発注）について、「工事概算額」

や「発注先」を情報提供する場合も、総合建設会社等の発注プロセスに与える影響は同様であり、このような行為は不用意であったと言うべきである。また、「工事概算額」等に関する情報提供それ自体が、第三者から見て、他の工事業者と公平・公正に関し疑義を招きかねない行為であるとの指摘を受けてもやむを得ない。

- ・なお、本件では、対応者から吉田開発に直接、工事に関する情報を提供したことはなかった。また、対応者としては当社が提供した情報を、森山氏がどのように活用しても問題はないという認識を持っていたが、森山氏と吉田開発との関係を踏まえれば、森山氏から吉田開発に情報が渡り、上記のように契約交渉に悪影響を与えるおそれについても思いを巡らせるべきであったと言える。

③森山氏から渡された金品との関係について

- ・森山氏への情報提供が、森山氏から渡された金品の見返りとして行われていたのではないが問題になるところ、森山氏は、金品を渡す際に、工事発注等、個別の案件に関して要求することはなく、むしろ自己顕示欲を満足させるために、自己の権威の誇示、自己の価値観による礼儀の実践、人的ネットワークの維持等を目的として、無理やり金品を押し付けていたのが実態であった一方、対応者の認識としても、金品は押し付けられ、やむを得ず預かったものであり、後日返却する意図で保管していたものであった。また森山氏は情報提供日に限らず面談時にはかなりの頻度で金品を持ってきたことから、情報提供と金品との間の連関は意識しておらず、情報提供の見返りとして、森山氏から金品が提供されているという認識は持っていなかった。さらに、森山氏への情報提供は、前述のとおり地元有力者への情報提供という会社方針の一環として行われてきており、仮に森山氏から金品を渡されていなかったとしても実施されていたであろうと考えられる。これらの事情からすると、情報提供が森山氏から渡された金品の見返りとして行われたものとは認められない。

(3) 吉田開発への工事発注プロセス・発注額について

①工事発注プロセスについて

- ・原子力事業本部の工事については、上記事実関係のとおり、直接発注案件・間接発注案件とも、吉田開発への工事発注プロセスにおいてコンプライアンス上問題となる点は認められなかった。
- ・次に京都支社の工事については、すべて吉田開発への特命発注工事であることから、吉田開発に特命発注していたことについて、工事発注プロセス上、不適切な点がなかったかが問題となる。
- ・まず、京都支社は、高浜町の地元企業の活用について配慮してほしい旨を調達本部等に意見具申していたが、この意見具申自体は、特に近年において高浜発電所の再稼動が全社課題となっていたところ、京都支社として、原子力発電所の安定的な運営や再稼動に向け、その管轄区域内（京都府および福井県の一部）において、立地地域の地元企業活用という会社方針に取り組むこととしたものであり、一定の合理性が認めら

れる。

- ・次に、調達部門では、京都支社の意見具申を受けて吉田開発への特命発注を行っていたが、これは、上述のとおり、高浜発電所の再稼働等の状況も踏まえ、地域対応上、「高浜町の地元企業」への発注に配慮する必要があるため、社内ルールの「特別の理由があるとき」に該当すると判断し、高浜町の唯一の取引先登録業者である吉田開発へ特命発注したものであり、社内ルールからの逸脱は認められない。本件の発注手続きでは、京都支社からの意見具申文書が残っておらず、手続的な不透明さがやや残るものの、吉田開発に特命発注したことは不適切とは言えない。

②工事発注額について

- ・吉田開発への工事発注金額については、社内ルールおよび市況に基づいて適切に算定した査定価格で交渉のうえ、決定されており、コンプライアンス上の問題は認められなかった。

5. 問題発生背景、要因

(1) 背景

①立地地域との関係

a. 原子力事業と立地地域の関係の深さ

・原子力事業においては立地地域の理解と協力が不可欠であり、とりわけ東日本大震災以降は、原子力を巡るさまざまな問題が議論される中、立地地域の理解を得ながら事業運営を行っていくことが益々重要になってきている。このような状況において、当社は、立地地域の自治体や地元有力者等に対し、発電所の運営情報等、きめ細かな情報提供を行うとともに、地元企業の活用等を通じて立地地域の経済振興にもコミットするなど、立地地域と深い関係を構築している。

b. 立地地域の有力者との間で問題を起こすと原子力事業に影響するという意識の存在

・上に述べたとおり原子力事業運営には、立地地域の理解が不可欠であるところ、とりわけ立地地域の有力者は、地域の世論形成に大きな影響を与える存在である。そして、当社役員・社員は、森山氏のような地域の有力者がいったん反対に回ると原子力発電所の運営や再稼動に重大な影響を与えるおそれがあると考えていた。このような当社役員・社員の意識が、長年に亘り、森山氏に対して強い姿勢を示すことができなかった背景として存在すると考えられる。

②森山氏との関係

a. 森山氏との関係を悪化させてはいけないという意識の存在

・森山氏は、高浜3・4号機増設時の高浜町助役であったが、当時、当社の経営トップと何度も面談し、当社の経営トップから増設に関して依頼を受けたと話していた。森山氏は、その際に当社の経営トップから受け取ったという手紙やはがき等を保管しており、当社との関係が悪化すれば、当時の状況を暴露すると述べていた。このような発言を受けて、森山氏の対応を行う当社役員・社員は、森山氏を怒らせて関係を悪化させれば、発電所運営や特に近年では再稼動に関して何らかの不利益を受けることになるため、そのような事態は絶対に避けなければならないと考えていた。このような当社役員・社員の心理が、森山氏に対して断固とした姿勢をとることを難しくしていた。

b. 森山氏の激しい性格、当社役員・社員への日常的な暴言・恫喝

・上述したとおり、森山氏は感情の起伏が大きく対応が非常に難しい人物であり、対応した当社役員・社員に対して、日常的に「お前は怎樣だ」「お前なんかいつでも飛ばせる」といった暴言・恫喝を加えていた。a. で述べた事情と相まって、このような森山氏の暴言・恫喝が、金品を断固として拒否したり、返却することができなかった背景として存在する。

(2) 要因

本件は、要するに、当社役員・社員や地元関係者に対し大きな発言力と影響力をもって、対応者において認識していた森山氏が、その立場や当社との関係維持に固執し、あるいは自己の存在感を誇示するために、対応者に対し多額の金品を渡し、対応者がこれを返却しようとするとうね喝などの異常というべき言動でこれを拒絶したため、対応者が返却できなかった金品を保管し続けて返却の機会を窺う等、腐心していたという案件である。対応者は、前任者や同僚から、長年に亘って各人が我慢を重ねて森山氏に対応してきたものであり、個人で何とか対応していくしかない旨の引継ぎ・助言を受け、個人で対応してきたものである。

金品が多額であること、返却が一部不徹底であることから、一般的な常識からすると、そのような対応が続いたことが直ちには理解し難い面はあるものの、対応者は、金品を渡されることを非常に迷惑だと感じていたこと、その返却を必死に行ったり試みたりしていたこと、返却できなかったものについても、退職時の返却等を企図し保管していたこと等の事情が認められる。

これを踏まえても、前述のとおり、本件はコンプライアンス上の問題があったと評価せざるを得ず、その要因として以下の点が挙げられる。

①関係者の意識

- a. 多額の金品を渡され個々人の管理下に置くことについて、返却困難な状況があったとは言え、コンプライアンス上、問題であることについて認識が甘かったこと。また、実際に個人ではあるが税務上の問題が生じ、また会社にとっても工事業への工事発注等の適正性に疑義を生じさせたこと等、会社全体を大きなリスクに曝すことにもなりかねないことについて認識が甘かったこと。
- b. 長年に亘り引継ぎが行われてきた結果、対応困難な状況に対し、個々人で対応せざるを得ないという認識や従前の延長で対応せざるをえないという認識を持っていたこと。

②組織

- a. 対応困難な状況に対して、組織として対応することができなかったこと。特に長年に亘る問題に対して情報を共有し、リスクを負ってでも抜本改善を図ることができなかったこと。
具体的には、
 - ・ 上位職において是正に向けた判断をしなかったこと
 - ・ 現状やむなしという前例踏襲主義の企業風土が存在したこと
 - ・ コンプライアンス部門を含めて協議し、組織として対応する仕組みが欠如していたこと

③その他

- a. 工事概算額等の発注関連情報を社外へ提供することについて、不適切発注にはつながらなかったとしても、公平性の観点からも慎重に扱うべきという認識が不足していたこと。

6. 再発防止策の提言

(1) 対応困難な状況に対し組織として対応する方針の徹底

- ・社外からの無理な要求に個々人が非常識な対応を迫られている場合には、その事実を共有し、協議の上、組織として毅然と拒否するなどの対応を行う旨の方針を役員間で徹底する。

(2) 役員層の意識向上

- ・役員層に対し、本件事案を共有し、再発防止を徹底する場を設ける。関係先との節度ある付き合いをはじめ、コンプライアンスを再徹底するとともに、上記(1)の方針を徹底し、長年に亘り問題が続いた場合に組織として対応・是正することを確認する。

(3) コンプライアンス推進の強化

a. 全社でのコンプライアンス推進強化

- 原子力部門をはじめ、全社でコンプライアンス・マニュアルについての理解の徹底を図るとともに、コンプライアンスの推進を強化する。
 - ・現状やむなしという前例踏襲主義の企業風土の改善
 - ・関係先との節度ある付き合い
 - ・平成26年の送電工事談合事件で得た教訓の再周知

b. コンプライアンス上の問題へのサポート力強化

- ・役員層に対して、困難な問題があれば、コンプライアンス部門に相談することを周知し、コンプライアンス担当役員は、躊躇せず外部委員や専門家と相談・協議しながら対応する。
- ・一般社員に対して、コンプライアンス上の問題・疑問があれば、自分で抱え込まずに、上司あるいはコンプライアンス相談窓口にご相談するよう、研修や各種媒体を通じて再周知を行う。
- ・その前提として、個々人が問題事象について報告・相談できるよう、コンプライアンス相談窓口を強化し、個々人の報告や相談をきちんと受け止めることのできる体制を構築する。

以 上

(小林弁護士所感)

本件調査については、供与者側関係者からの事情聴取が不可能であり、供与の趣旨や資金の原資などに関する事実関係の解明が十分だとまでは言い難いものの、金品供与の時期、回数、金額などがメモなどで相当程度に正確に把握できていることに加え、受供与者側の供述や工事関係の資料がほぼ網羅的に得られており、現在までに得られた会社調査の結果に基づき、事実関係の評価をすることは可能であろうし、許容されるかと思われる。その詳細は調査報告書に記載されたとおりである。

その上で、外部委員の一人として以下の所感を述べておく。

本件は、要するに、かつて高浜町の助役などの職員として原子力発電施設の誘致などで尽力したということなどから関西電力職員や地元企業関係者に対し大きな発言力と影響力をもった経歴を有する森山氏が、実際には年月の経過とともに、その影響力等は薄れたのが実態であるにもかかわらず、長年（多分30年以上となろう）にわたり関電関係者から丁重な特別待遇を受け続けてきたことから、その立場や関電との関係維持に固執するとともに、自己の存在感を示すため、主としては、森山氏との対応を職務とすることとなった関電担当者に対し、そのほかには時に接する機会を得た関電役員らに対し、挨拶と称しては、多額の金品を供与し、供与された関電担当者らがこれを返還しようとするとうねりなどの異常というべき言動でこれを拒絶したため、担当者らが当該金品を保管し続けて返還の機会を窺う、森山氏の同行者があれば同行者に返還する、あるいは、他の金品に交換して返還を試みるなどの腐心が続けざるを得なかったという案件である。

森山氏と同行することのあった業者の脱税事件の調査を契機にして発覚した経緯があり、やや不本意な状況の下ではあるが、供与された金品の返還はほぼ完了している案件でもある。

1回に供与された金品が現金1000万円であったり、その供与金品総額が、数年にわたるとはいえ1億円を超えるに至る担当者さえ存在する上、その返還が上記の事情で直ちになされなかったり不徹底であったりするため、一般的な常識からすると、そのような受供与が続いたことが直ちには理解し難く、返還の意図にさえ疑問を抱きかねない懸念さえある案件でもある。したがって、コンプライアンス上の問題は相応に深刻でもある。

しかしながら、調査結果や受供与者の事情聴取からすると、関電関係者が、森山氏の供与を非常な迷惑だと感じていたこと、その返還を必死に行ったり試みたりしていたこと、返還できなかったものについても、退職時などで解決を企図して、ほぼこれを保管していたこと、などの事情に虚偽はなく、年数の経過などで不徹底な箇所があったにしろ、関電関係者が金品受供与を容認したり、是認したりしたことはないとする供述は、素直に真実であると判断される。

のみならず、森山氏から押しつけられる金品につき、会社での対応を希望したものの、先輩や上司から個人で対応するほかないものだと指示されたため、原発の再稼働への悪影響などを恐れる事情もあって、森山氏との関係断絶などの強い態度に出ることに躊躇を覚え、結局、供与された金品すべてに日時などをメモしてこれを特別に保管した上、わざわざ貸金庫を借りるなどしたり、別の品物で返還してその領収証を逐一保存したりするなど、不本意な形ではあっても誠実な対応を続けた挙げ句、税務当局との関係でも多額の出捐を余儀なくされた担当者らの境遇には、むしろ同情さえ禁じ得ない。

このような非常識で困難な対応を当該職員の個々に迫った原因は、結局のところ、会社あるいは組織としての対応をするという決断を、会社がなし得なかったこと、その勇気が幹部らになかったことに尽きるのであって、その点は、大いに反省を求めざるを得ない。

森山氏が、原発設置に尽力したのは事実ではあろうが、それも何十年も前の話であることに加え、仮に森山氏に暴露できるような当時の裏事情があり得たとしても、その露見の影響は限定的であろうことは容易に推測できることであつたし、原発の再稼働への妨害の危惧については、むしろ、森山氏がどのような横やりを入れようと、正々堂々と説得するほかない事象であつたはずである。

そうだとすれば、特異な性格の森山氏の持ち込む金品が常識はずれであり、その返還に苦勞していることは、一定の範囲の歴代の担当者らの共通認識となっていたはずであるから、早期に、会社なり組織としての対応がなされるべきであつたのは明白である。

そして、そのリスク判断は、より上位の幹部の決断力に委ねられていたことも明らかである。そのような判断がなされないまま、前例踏襲で、森山氏の金品の解決が個々人の判断に委ねられたのは、関電の官僚主義あるいは前例踏襲主義の現れとして、その企業風土とともに一定の非難を甘受すべきであろう。

なお、森山氏へは、予定工事などの情報提供という便宜供与がなされているところ、これらは基本的には、森山氏の自己顕示欲を満足させるための形式的な情報提供であり、厳密に言えば、不適切な面もあるが、金品提供の対価的な意味あいはなく、深刻な問題とまでは認め難いが、森山氏への過度な待遇が継続した結果であり、前例踏襲の会社風土の欠陥として同様の非難は免れない。

結局、本件の本質は、個人の問題ではなく事なかれ主義というべき会社の体質の問題にほかならず、この改善と対策が焦眉であることが銘記されるべきである。

別添1

当時の職位		No	氏名	現職	金品受渡し	現金(円)		商品券(円)		現金または商品券で 内訳が不明なもの(円)		米ドル(ドル)		金貨・小(枚)		金貨・大(枚)		小判型金貨(枚)		金杯(セット)		金(g)		仕立券付スーツ生地(着)	
						預り	返却	預り	返却	預り	返却	預り	返却	預り	返却	預り	返却	預り	返却	預り	返却	預り	返却	預り	返却
原子力事業本部	事業本部長	1	八木誠	会長	あり			30万円	30万円					62枚	62枚	1枚	1枚			7セット	7セット			2着	
社長		2	岩根茂樹	社長	あり									10枚	10枚										
原子力事業本部	事業本部長	3	豊松秀己	原子力事業本部長	あり	4,100万円	4,100万円	2,300万円	2,300万円			70,000ドル	70,000ドル	189枚	189枚			1枚	1枚	1セット	1セット			20着	
	事業本部長代理	4	森中郁雄	原子力事業本部長代理	あり	2,060万円	2,060万円	700万円	700万円			40,000ドル	40,000ドル	4枚	4枚									16着	
	副事業本部長(技術)	5	鈴木聡	原子力事業本部副本部長	あり	7,831万円	7,831万円	1,950万円	1,950万円			35,000ドル	35,000ドル	83枚	83枚			2枚	2枚			500g	500g	14着	4着(※2)
	副事業本部長(発電)	6	大塚茂樹	原子力事業本部副本部長	あり	200万円	130万円	210万円	170万円			10,000ドル	10,000ドル											4着	
原子力事業本部	事業本部長代理	7	白井良平	発電エネルギーソリューション社長	あり	200万円	200万円	150万円	150万円					16枚	16枚									4着	
	副事業本部長(技術)	8			なし																				
	副事業本部長(発電)	9	勝山佳明	発電プラント 常務取締役	あり			2万円																	
	副事業本部長(企画)	10	右城望	地域共生本部長	あり	100万円		340万円	270万円															5着	
		11	菅家保雄	原子力事業本部副本部長	あり			30万円																	
	総務担当部長	12			あり			150万円	150万円															5着	
		13			あり			85万円	80万円																
		14			あり			30万円	55万円																
高浜発電所	所長	15	長谷泰行	日本原燃常務執行役員	あり			80万円	15万円															3着	
		16	宮田賢司	高浜発電所長	あり			40万円	30万円																
	副所長(事務)	17			あり																			1着	25万円
		18			あり			20万円																	
美浜発電所	所長	19			なし																				
	副所長(事務)	20			なし																				
大飯発電所	所長	21			なし																				
	副所長(事務)	22			なし																				
京都支社	支社長	23			なし																				
	副支社長	24			あり	5～10万円 (※1)	5～10万円	100～115万円 (※1)	100～115万円																
		25			あり			3～5万円		50～60万円	50～60万円													1着	3～5万円
		26			あり			20～25万円																	

※1 現金・商品券を合わせて110～120万円

※2 他の10着は物品で返却

吉田開発への直接発注案件リスト(H26.9.1～H29.12.31の案件)

別添2

[illegible]

吉田開発への間接免注案件リスト 関係会社等(H26.9.1～H29.12.31の案件)

[illegible]

